

草津市告示第 4 号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 1 月 8 日

草津市長 橋 川 涉

1 期 日 令和 8 年 1 月 1 6 日

2 場 所 草津市議会議場

3 付議事件

令和 7 年度草津市一般会計補正予算（第 6 号）

（令和 8 年 1 月 8 日掲示済み）

草津市告示第 5 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 1 3 日

草津市長 橋 川 涉

記

1 公の施設 名 称 ① 草津川跡地公園（区間 2）

② 草津川跡地公園（区間 5）

所 在 地 ① 草津市北山田町 3 2 6 8 番地 1

② 草津市大路二丁目 4 番 1 1 号

2 指定管理者 名 称 草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ

代表構成員

住 所 大阪府大阪市中央区南船場一丁目 9 番 1 号

代 表 者 名 株式会社 E - D E S I G N

代表取締役 忽 那

裕 樹

構 成 員

住 所 東京都豊島区南池袋一丁目 1 6 番 1 5 号

代 表 者 名 西武造園株式会社

代表取締役 小 川 巧

構 成 員

住 所 大阪府大阪市淀川区西中島 4 - 1 3 - 2 4 花原第三ビル 3 0 3

代 表 者 名 株式会社 s t u d i o - L

代表取締役 山 崎 亮

構 成 員

住 所 滋賀県草津市草津三丁目 1 2 - 3 旧山内邸

代 表 者 名 草津まちづくり株式会社

代表取締役 南 総 一 郎

3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（令和 8 年 1 月 1 3 日掲示済み）

草津市告示第 6 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 1 3 日

草津市長 橋 川 涉

1 公の施設

名 称 草津市立草津駅前地下駐車場

所 在 地 草津市渋川一丁目、大路一丁目、西大路町および西渋川一丁目

2 指定管理者

名 称 大五産業株式会社  
 住 所 滋賀県草津市若竹町 9 番 2 4 号  
 代表者名 代表取締役 権 田 五 雄

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(令和 8 年 1 月 1 3 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 7 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 1 3 日

草津市長 橋 川 涉

1 公の施設

名 称 草津市立草津駅東自転車駐車場  
 所 在 地 草津市大路一丁目 1 番 2 7 号

2 指定管理者

名 称 ミディ総合管理株式会社  
 住 所 大阪府大阪市中央区難波二丁目 2 番 3 号

代表者名 代表取締役社長 石 原 浩一郎

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(令和 8 年 1 月 1 3 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 8 号

指定管理者の指定について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 1 7 年草津市条例第 2 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の者を指定管理者に指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 1 3 日

草津市長 橋 川 涉

1 公の施設

名 称 草津市立南草津駅自転車自動車駐車場  
 所 在 地 草津市野路一丁目 1 5 番 1 9 号

2 指定管理者

名 称 一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター

住 所 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 7 5 号

代表者名 理事長 中 嶋 慶 喜

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(令和 8 年 1 月 1 3 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 9 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 1 月 1 4 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和 6 年度市県民税税額変更（決定）通知書  
 1 件

令和 7 年度市県民税税額変更（決定）通知書  
 1 3 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 1 月 2 1 日に送達があったものとみなす。

令和6年度市県民税税額変更（決定）通知書		
連番	氏名	住所
1	大橋 美穂	韓国

令和7年度市県民税税額変更（決定）通知書		
連番	氏名	住所
1	須藤 賢治	京都府京都市山科区東野井ノ上町7番地68ブルシャン東野202
2	山下 一二	滋賀県草津市野路二丁目5番12号
3	日方 基行	滋賀県草津市青地町756番地エスペランツ琵琶湖1209号
4	高谷 友彦	滋賀県草津市南山田町100番地1西濃運輸社宅 102号
5	小野寺 豊	滋賀県草津市山寺町1166番地1ダイキン山寺社宅 3003号
6	下川 直樹	滋賀県草津市青地町651番地102アービーハイツIII B
7	PHAM THI LOC	ベトナム
8	NGUYEN TRONG QUYET	ベトナム
9	林 祥一朗	滋賀県草津市青地町213番地1-501ディアコート青地II
10	酒井 弦孝	滋賀県草津市追分三丁目22番19-220号草津ロイヤルマンション
11	TRAN THI THU HUYNH	滋賀県草津市若草二丁目14番地3
12	藤野 遥	滋賀県大津市大萱一丁目8番20-804号
13	SON MINJI	韓国

(令和8年1月14日 掲示済み)

草津市告示第10号

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年1月15日

草津市長 橋 川 涉

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を実施する者が利用環境を整備するとともに、職員の業務負担の軽減を図るため、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うための経費に対し、予算の範囲内で草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、

その交付に関しては、子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和7年10月27日こ成事第522号）および草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「児童育成クラブ」とは、児童福祉法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業の届出を行った施設をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）および草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市

告示第 180 号)の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けて児童育成クラブを運営する者のうち、令和 7 年 4 月より新規に開設した支援単位に限る。

(補助対象経費等)

第 4 条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市児童育成クラブ ICT 化推進事業費補助金所要額調書 (別記様式第 1 号)
- (2) ICT 機器の導入等の仕様および経費の明細が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第 6 条 規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度 4 月 10 日までとする。

- (1) 草津市児童育成クラブ ICT 化推進事業費補助金実績額調書 (別記様式第 2 号)
- (2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第 7 条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から 5 年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 8 条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合は、草津市児童育成クラブ ICT 化推進事業費補助

金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書(別記様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和 8 年 1 月 15 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 6 条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第 7 条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表 (第 4 条第 1 項関係)

補助要件および補助対象経費	補助基準額
児童育成クラブにおける利用児童等の連絡帳の電子化やオンライン会議等に必要 ICT 機器の導入等の環境整備に係る経費および都道府県等が実施する研修をオンラインで受講するため必要なシステム基盤の導入等に係る経費。ただし、令和 8 年 3 月 31 日までに納品が完了しているものに限る。	1 支援単位あたり 年額 500,000 円

別記  
様式第 1 号 (第 5 条第 1 号関係)

草津市児童育成クラブ ICT 化推進事業費補助金所要額調書

児童育成クラブ名 \_\_\_\_\_

補助対象経費 A	補助基準額 B	A と B のいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調査

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのい ずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 ㊟

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金に係る  
消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市  
児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のと  
おり報告します。

記

1 額の確定額 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付資料  
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

(令和8年1月15日 掲示済み)

### 公 告

公 告

地域農業経営基盤強化促進計画の変更  
(案) について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域農業経営基

盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更  
するため、同条第7項の規定により地域計画の変更  
(案) を縦覧する。

令和8年1月5日

草津市長 橋 川 渉

- 1 縦覧の書類 地域計画の変更（案）
- 2 縦覧の期間 令和8年1月5日から  
令和8年1月19日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

(令和8年1月5日 掲示済み)

### 公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公  
告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分す  
ることについて、地方自治法施行令（昭和22年政令  
第16号）第167条の6第1項および草津市契約規  
則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規  
定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月7日

草津市長 橋 川 渉

#### 1 入札に付する売払物件

物件番 号	物件名	メーカー・規格	予定価格 (入札保 証金)
070 601 01	モーターサイ レン（ジャン ク品）	大阪サイレン 5SA型	500円 (50円)
070 601 02	リソグラフ インクカート リッジ （2本入×4 箱）未使用品	理想科学工業株 式会社 リソグラフRE インクFIIタイ プ（S-816 5）	1,000円 (100円)
070 601 03	キャスター付 き収納 キャ リオ	コクヨ 上棚・トレー付 きタイプ（SC A-SST）	500円 (50円)

070	スチールラック	不明	100円
601	ク (20段)		(10円)
04			

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」(以下「公有財産売却システム」という。)を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5の入札参加仮申込を行う時点において18歳未満の者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等(法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者をいう。)が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第5条第1項もしくは第7条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解でき

ない者(その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。)

ク 日本国内に住民登録(法人の場合は、法人登記)がない者

ケ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第2項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびにK S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和8年1月7日(水)から令和8年3月3日(火)まで

(2) 場所 草津市ホームページ(インターネット公有財産売却ページ)および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和8年1月14日(水)午後1時から令和8年2月3日(火)午後2時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容を確認し、入札参加申込(本申込)登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き(本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。)をする場合、代理人(受任者のことをいう。)は、本人からの委任状(草津市ホームページから印刷した様式)を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

(1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。

(2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。

(3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

#### 8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和8年1月21日(水)午前10時から午後3時まで
- (2) 場所 草津市役所本庁舎(滋賀県草津市草津三丁目13番30号)
- (3) その他 前日(令和8年1月20日)午後3時までに電話またはメールにより事前予約すること。

#### 9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和8年2月17日(火)午後1時から令和8年2月24日(火)午後1時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。  
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和8年2月24日(火)午後2時
- (5) 入札確定処理日時 令和8年2月26日(木)午後5時

#### 10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格(最低売却価格)に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について2回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

#### 11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書(必要な場合のみ)とともに所定の書類を令和8年3月3日(火)午後4時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人(落札者)の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものと

し、残金は令和8年3月10日(火)午後2時まで一括納入(振込手数料は買受人の負担とする。)する。

- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

#### 12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のまま草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者である場合は、引渡しの日から1年間は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

#### 13 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団、破壊活動防止法第5条第1項もしくは第7条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めを反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転

得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

#### (2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から5年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに対する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から5年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に対する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

#### (3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実地調査について協力義務を持つものとする。

#### (4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の100分の30、(3)の特約に違反したときは売買代金の100分の10を違約金（1円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第

8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

#### 14 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

#### 15 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目  
13番30号  
草津市総務部総務課財産管理係  
電話番号 077-561-2305  
FAX番号 077-561-2483  
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和8年1月7日揭示済み）

#### 公 告

##### 差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和25年法律第226号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条第1項および第99条第1項の規定により公告する。

令和8年1月7日

草津市長 橋 川 渉

#### 1 公売の方法・場所

インターネット上のK S I官公庁オークションで競り売り形式による。

#### 2 公売実施期間

令和8年2月2日（月）13時00分から令和8年2月4日（水）23時00分まで

#### 3 公売参加申込期間

令和8年1月8日（木）13時00分から令和8年1月26日（月）23時00分まで

#### 4 参加申込方法

インターネット上のK S I官公庁オークション専

用ページから申込可能

## 5 公売財産

種別	物件名	整理番号	数量	最低見積価格	公売保証金	所在
ゲーム	Play Station4	草津07-1-1	1	10,000円	1,000円	草津市役所
トレーディングカード	ポケモンカード(ナインジャモのハラバリーex【SAR】)	草津07-1-2	1	11,000円	1,100円	草津市役所
軽自動車	草津市軽自動車(マツダスクラムワゴン)	草津07-1-3	1	200,000円	20,000円	草津市役所

※詳細については、令和8年1月8日(木)13時以降にインターネット上のK S I官公庁オークションの専用ページで閲覧できます。

6 売却決定日時 令和8年2月5日(木)10時00分

7 買受代金納付期限 令和8年2月12日(木)14時30分

8 買受人についての資格、その他の要件

- (1) 国税徴収法第92条および第108条第1項に該当しない者
- (2) 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きをした者

9 その他

- (1) 参加申込時には、クレジットカードによる公売保証金の納付が必要となります。
- (2) 公売への参加や公売財産の買受人および権利移転については、一定の制限がありますので、詳細については草津市インターネット公売ガイドラインを御確認ください。なお、当ガイドラインについては、草津市ホームページおよび、令和8年1月8日(木)13時以降にK S I官公庁オークションで確認できます。
- (3) インターネット上の公売システムに不具合が生じた場合や、差押徴収金が納付された場合に、市は公売を中止することがあります。
- (4) 公売財産の引渡しは、買受代金の納付時の現況有姿で行います。

(5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。したがって、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

(6) 公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定日の前日までに申し出てください。

(7) 公売財産に隠れた瑕疵があっても所有者や市は責任を負いません。

(8) その他、御不明な点がございましたら、草津市役所納税課納税係(市役所1階 11番窓口、電話番号077-561-6541)までお問い合わせください。

(令和8年1月7日揭示済み)

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第1号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和8年1月5日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

1 期 日 令和8年1月22日(木) 午後2時00分

2 場 所 草津市役所 6階 教育委員会室

(令和8年1月5日揭示済み)

草津市教育委員会告示第 2 号

草津市やまびこ教育相談事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 1 月 1 4 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市やまびこ教育相談事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市やまびこ教育相談事業実施要綱（令和 5 年草津市教育委員会告示第 6 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前																																
第 1 条 <現行どおり> （教室の名称および位置）			第 1 条 <省略> （教室の名称および位置）																																
第 2 条 <現行どおり> (1)～(2) <現行どおり>			第 2 条 <省略> (1)～(2) <省略>																																
<b>(3) 名称 やまびこ野路教室</b> <b>位置 草津市野路五丁目 6 番 4 3 号</b>			<改正後に新設>																																
第 3 条～ 1 1 条 <現行どおり> 別表（第 5 条関係）			第 3 条～ 1 1 条 <省略> 別表（第 5 条関係）																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開室日</th> <th>開室時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育相談</td> <td>&lt;現行どおり&gt;</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、<u>水曜日</u>は午後 2 時までとする。</td> </tr> <tr> <td>教育支援</td> <td>&lt;現行どおり&gt;</td> <td>午前 9 時 3 0 分から午後 3 時まで。ただし、<u>水曜日</u>は午後 2 時までとする。</td> </tr> <tr> <td>学校支援</td> <td>&lt;現行どおり&gt;</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、<u>水曜日</u>は午後 2 時までとする。</td> </tr> <tr> <td>&lt;現行どおり&gt;</td> <td>&lt;現行どおり&gt;</td> <td>&lt;現行どおり&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開室日	開室時間	教育相談	<現行どおり>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>水曜日</u> は午後 2 時までとする。	教育支援	<現行どおり>	午前 9 時 3 0 分から午後 3 時まで。ただし、 <u>水曜日</u> は午後 2 時までとする。	学校支援	<現行どおり>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>水曜日</u> は午後 2 時までとする。	<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>開室日</th> <th>開室時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育相談</td> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、<u>金曜日</u>は午後 2 時までとする。</td> </tr> <tr> <td>教育支援</td> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>午前 9 時 3 0 分から午後 3 時まで。ただし、<u>金曜日</u>は午後 2 時までとする。</td> </tr> <tr> <td>学校支援</td> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、<u>金曜日</u>は午後 2 時までとする。</td> </tr> <tr> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> <td>&lt;省略&gt;</td> </tr> </tbody> </table>	名称	開室日	開室時間	教育相談	<省略>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>金曜日</u> は午後 2 時までとする。	教育支援	<省略>	午前 9 時 3 0 分から午後 3 時まで。ただし、 <u>金曜日</u> は午後 2 時までとする。	学校支援	<省略>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>金曜日</u> は午後 2 時までとする。	<省略>	<省略>	<省略>				
名称	開室日	開室時間																																	
教育相談	<現行どおり>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>水曜日</u> は午後 2 時までとする。																																	
教育支援	<現行どおり>	午前 9 時 3 0 分から午後 3 時まで。ただし、 <u>水曜日</u> は午後 2 時までとする。																																	
学校支援	<現行どおり>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>水曜日</u> は午後 2 時までとする。																																	
<現行どおり>	<現行どおり>	<現行どおり>																																	
名称	開室日	開室時間																																	
教育相談	<省略>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>金曜日</u> は午後 2 時までとする。																																	
教育支援	<省略>	午前 9 時 3 0 分から午後 3 時まで。ただし、 <u>金曜日</u> は午後 2 時までとする。																																	
学校支援	<省略>	午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、 <u>金曜日</u> は午後 2 時までとする。																																	
<省略>	<省略>	<省略>																																	
別記様式第 1 号（第 6 条関係） （別添 1－1 のとおり）			別記様式第 1 号（第 6 条関係） （別添 1－2 のとおり）																																
別記様式第 2 号（第 7 条関係） （別添 2－1 のとおり）			別記様式第 2 号（第 7 条関係） （別添 2－2 のとおり）																																
別記様式第 3 号（第 8 条関係） （別添 3－1 のとおり）			別記様式第 3 号（第 8 条関係） （別添 3－2 のとおり）																																
別記様式第 4 号（第 9 条関係） （別添 4－1 のとおり）			別記様式第 4 号（第 9 条関係） （別添 4－2 のとおり）																																
別記様式第 5 号（第 1 0 条関係） （別添 5－1 のとおり）			別記様式第 5 号（第 1 0 条関係） （別添 5－2 のとおり）																																

付 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添1-1

別記

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

草津市立教育研究所長 〳

保護者名 (自筆)

やまびこ教室入室申込書

やまびこ(青地・上笠・野路)教室に入室したいので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

児童生徒	住所	〒草津市
	ふりがな	
	名前	
	生年月日	年 月 日生( 歳)
保護者	在籍校	学校 年 組(担任: )
	ふりがな	
	名前	
入室したい理由	電話番号	

年 月 日

草津市立教育研究所長 〳

当校も入室することが適当と考えますので、上記申込書により申請します。

草津市立 学校 校長 印

別添1-2

別記

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

草津市立教育研究所長 〳

保護者名 (自筆)

やまびこ教室入室申込書

やまびこ(青地・上笠)教室に入室したいので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

児童生徒	住所	〒草津市
	ふりがな	
	名前	
	生年月日	年 月 日生( 歳)
保護者	在籍校	学校 年 組(担任: )
	ふりがな	
	名前	
入室したい理由	電話番号	

年 月 日

草津市立教育研究所長 〳

当校も入室することが適当と考えますので、上記申込書により申請します。

草津市立 学校 校長 印

別添2-1

様式第2号(第7条関係)

草教委研第 号

年 月 日

様

草津市立教育研究所

所長 印

やまびこ教室入室許可書

年 月 日付けで申請のありました、やまびこ(青地・上笠・野路)教室の入室について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第7条の規定により、通知します。

記

学校・学年・組	学校 年 組
児童生徒名	
保護者名	
入室開始年月日	
備考	

別添2-2

様式第2号(第7条関係)

草教委研第 号

年 月 日

様

草津市立教育研究所

所長 印

やまびこ教室入室許可書

年 月 日付けで申請のありました、やまびこ(青地・上笠)教室の入室について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第7条の規定により、通知します。

記

学校・学年・組	学校 年 組
児童生徒名	
保護者名	
入室開始年月日	
備考	

別添 3-1

様式第 3 号 (第 8 条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ教室終了通知書

やまびこ ( 青地 ・ 上笠 ・ 野路 ) 教室に通室している下記児童生徒について、教育支援が終了しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

終 了 日	年 月 日
児童生徒名	
終 了 理 由	<input type="checkbox"/> 教育支援および継続面接相談などの結果、再登校できるようになったので通室を終了します。 <input type="checkbox"/> 年度末のため、一旦終了とします。通室の継続を希望される場合は、在籍する学校と十分協議のうえ再度通室の申請をしてください。 <input type="checkbox"/> 卒業のため、終了します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備 考	

別添 3-2

様式第 3 号 (第 8 条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ教室終了通知書

やまびこ ( 青地 ・ 上笠 ) 教室に通室している下記児童生徒について、教育支援が終了しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

終 了 日	年 月 日
児童生徒名	
終 了 理 由	<input type="checkbox"/> 教育支援および継続面接相談などの結果、再登校できるようになったので通室を終了します。 <input type="checkbox"/> 年度末のため、一旦終了とします。通室の継続を希望される場合は、在籍する学校と十分協議のうえ再度通室の申請をしてください。 <input type="checkbox"/> 卒業のため、終了します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )
備 考	

別添 4-1

様式第 4 号 (第 9 条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ教室停止通知書

やまびこ ( 青地 ・ 上笠 ・ 野路 ) 教室に通室している下記児童生徒について、教育支援を停止しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 9 条の規定により、通知します。

記

停 止 日	年 月 日
児童生徒名	
停 止 理 由	
備 考	

別添 4-2

様式第 4 号 (第 9 条関係)

草教委研第 号  
年 月 日

様

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ教室停止通知書

やまびこ ( 青地 ・ 上笠 ) 教室に通室している下記児童生徒について、教育支援を停止しましたので、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 9 条の規定により、通知します。

記

停 止 日	年 月 日
児童生徒名	
停 止 理 由	
備 考	

別添 5-1  
様式第 5 号 (第 10 条関係)

草津市立 学校長 様

草教委研第 号  
年 月 日

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ教室出席状況報告

やまびこ (青地・上笠・野路) 教室に通室している下記児童生徒の出席状況について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 10 条の規定により、報告します。

記

第 学年 名前 \_\_\_\_\_

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜																
出席																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜																
出席																
備考	年 月分															

出席日数	日
------	---

別添 5-2  
様式第 5 号 (第 10 条関係)

草津市立 学校長 様

草教委研第 号  
年 月 日

草津市立教育研究所  
所長 印

やまびこ教室出席状況報告

やまびこ (青地・上笠) 教室に通室している下記児童生徒の出席状況について、草津市やまびこ教育相談事業実施要綱第 10 条の規定により、報告します。

記

第 学年 名前 \_\_\_\_\_

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
曜																
出席																
日	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜																
出席																
備考	年 月分															

出席日数	日
------	---

(令和 8 年 1 月 14 日 掲 示 済 み)

## 農業委員会規程

草津市農業委員会附属機関運営規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 8 年 1 月 9 日

草津市農業委員会 会長 今 井 修

草津市農業委員会規程第 1 号

草津市農業委員会附属機関運営規程の一部を改正する規程

草津市農業委員会附属機関運営規程（平成 29 年草津市農業委員会規程第 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第 1 条～第 10 条 《現行どおり》 別表第 1（第 2 条、第 9 条関係）			第 1 条～第 10 条 《省略》 別表第 1（第 2 条、第 9 条関係）		
附属機関の 名称	委員資格者	所属	附属機関の 名称	委員資格者	所属
草津市農地 利用最適化 推進委員選 考委員会	(1)～(2) 《現行どおり》 (3) <u>湖国女性農業・推進 委員協議会の役員</u> (4)～(6) 《現行どおり》	《現行ど おり》	草津市農地 利用最適化 推進委員選 考委員会	(1)～(2) 《省略》 (3) <u>滋賀県農業会議の職 員</u> (4)～(6) 《省略》	《省略》

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（令和 8 年 1 月 9 日掲示済み）